(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注　陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6　送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）五MHz及び（±）一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）二〇MHz及び（±）四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

8　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10　陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

二　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1　送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局（中継を行うものを除く。）
次の式による値以下の値 M×625マイクロ秒	次の式による値以下の値 N×625マイクロ秒
次の式による値以下の値 P×1000マイクロ秒	次の式による値以下の値 Q×1000マイクロ秒

注1　M及びNは自然数とし、MとNの合計が4、8又は16であること。

2　P及びQは小数を含む正の数とし、PとQの合計が5又は10であること。

3　二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

4　陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては陸上移動局（中継を行うものを除く。）の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

2　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二・五MHz離れた周波数を中心とする（±）一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下